

## ○「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日）～関連箇所抜粋

## 6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

-略-

## ③経営者保証

経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則を年内を目途に策定する。（以下略）

## ○「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日）～関連箇所抜粋

## Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

## 6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

## (2) 新たに講ずべき具体的施策

## ii) 新陳代謝の促進

-略-

- ・ 中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継及びそれを通じた地域経済の持続的発展は、金融機関が経営基盤を継続的に確保する上でも重要であるという観点を踏まえ、以下の施策を推進し、事業承継の阻害要因となり得る経営者保証に関し、真に必要な場合に限るとの金融機関の運用を徹底するとともに、事業者の支援を行う。

-略-

事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会策定）の特則を、年内を目途に策定し、その後の速やかな運用開始を目指す。同特則では、金融機関において、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないようにする。また、両者の保証要否の検討において事業承継への影響も考慮した柔軟な判断を促進すべく、具体的な着眼点や対応手法などについても明記する。